

(研修施設)

第9条 研修施設認定の条件は、以下の各号の要件を満たすものとする。ただし小児整形外科、骨・軟部腫瘍、リハビリテーションの専門病院、障害児(者)専門医療施設等にあつては、第2号の要件を除外し、人工関節手術を行わない施設にあつては第3号の要件を除外する。

- (1) 指導に当たる複数の専門医が常勤していること。又は専門医資格を1回以上更新している専門医が1名以上常勤していること。このうち、1名は研修指導責任者の任に当たること。
  - (2) 整形外科研修記録に掲げる術式の手術件数が年間100例以上あること。
  - (3) 日本人工関節登録制度に参加すること。
  - (4) 整形外科を標榜科目に含む病院であること。
  - (5) 整形外科入院患者が20名以上いること。
  - (6) 整形外科診療を適切に行い得るに十分な設備を有すること。
  - (7) 検査室及び図書室並びに病歴の記録管理が整備されていること。
  - (8) 日本整形外科学会雑誌及び Journal of Orthopaedic Science (JOS) を施設として購入し、図書室に備えていること。
  - (9) 施設長又はこれに準ずる者は、理事会から依頼されたアンケートに回答すること。
  - (10) 研修指導責任者又はこれに準ずる者は、日整会が主催する研修指導者講習会に、5年間に1回以上出席すること。
- 2 研修施設の申請は、施設長又はこれに準ずる者が行う。
  - 3 申請には、研修施設認定申請書(別紙様式2)及び施設内容説明書を、地区委員会を経て専門医資格認定委員会に提出する。
  - 4 研修施設申請は、随時行うことができる。専門医資格認定委員会が適格と判断した施設の認定は理事長が理事会の決議を得て行い、認定施設には施設認定証を交付する。
  - 5 施設長又はこれに準ずる者は、診療内容の報告を所定の形式で1年ごとに行う。地区委員会又は専門医資格認定委員会は2年ごとに再審査を行う。ただし、委員会が必要と認めた場合は、随時、診療内容の報告の再提出を求め、査察、再審査を行うことができる。
  - 6 前項の診療内容の報告において、第1項の要件に欠けることが判明した場合は、地区委員会又は専門医資格認定委員会の判断により理事会の決議を得て研修施設認定が取り消される。
  - 7 施設認定要件に変動が生じた場合は、施設長又はこれに準ずる者は直ちに専門医資格認定委員会に報告しなければならない。これにより専門医資格認定委員会が認定条件に欠けると判断した場合には、理事会の決議を得て研修施設認定が取り消される。この場合は、施設認定証は速やかに返還しなければならない。
  - 8 行使の目的で第3項及び第5項に関して虚偽申請又は虚偽報告を行ったことが、委員会で判明又は判断されたときは、理事会の決議を得て研修施設認定が取り消され、3年間の申請の停止とする。